水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

メパニピリム

. 評価対象農薬の概要

1.物質概要

化学名 (IUPAC)	N - (4 - メチル - 6 - プロパ - 1 - イニルピリミジン - 2 - イル)アニリン					
分子式	C ₁₄ H ₁₃ N ₃ 分子量 223.3 CAS NO. 110235-47-7					
構造式			N=\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	C⊞CCH	H_3	

2.作用機構等

メパニピリムは、アニリノピリミジン系の殺菌剤であり、その作用機構は、病原菌体のタンパク分泌を抑制し、宿主細胞壁分解酵素の菌体外への分泌を低下させる作用及びアミノ酸やグルコース等の菌体への取込み阻害により、胞子の発芽管の伸長及び付着器の形成を抑制する作用の複合的な効果により、病原菌の感染行動を阻害すると考えられている。なお、アニミノピリミジン系殺菌剤の作用機作として、病原菌のメチオニン生合成阻害による発芽侵入阻害という説も提案されている。

本邦での初回登録は1995年である。

製剤は水和剤、エアゾル剤、くん煙剤が、適用農作物等は果樹、野菜、豆、花き、 樹木がある。

原体の国内生産量は、41.1 t (平成24年度)、10.6 t (平成25年度)、53.8 t (平成26年度)であった。

年度は農薬年度(前年10月~当該年9月)、出典:農薬要覧-2015-((社)日本植物防疫協会)

3. 各種物性等

外観・ 臭気	オフホワイト~淡黄色の小さい 塊のある粉末、無臭	土壌吸着係数	$K_{\rm F}^{\rm ads}_{\rm OC} = 1,100 - 5,200$ (25)				
融点	132.8	オクタノール					
門以二	132.6	/ 水分配係数	(20 、pH6.7)				
沸点	995 9 (1 222 Da)	生物濃縮性	BCFss = 180 (0.10 mg/L)				
かに	225.3 (1,333 Pa)	土彻底部注	280 (0.010 mg/L)				
蒸気圧	$2.3 \times 10^{-5} \text{Pa} (25)$	密度	1.2 g/cm ³ (20)				
	分解せず						
	(22; pH5, 7, 9)						
加水	(50; pH4, 7, 9)						
分解性	(50 、pH5)	水溶解度	3.10 mg/L (20)				
刀牌往	(70 ; pH5 及び7)						
	半減期						
	56.98日(70、pH9)						
	半減期						
	846.15 時間 (東京春季太陽光換算 149.45 日)						
水中光	(滅菌緩衝水、pH7.0、20±0.9 、32.97 W/m²、280 - 800 nm)						
分解性	ベンゼン環標識体:23.2 時間、ピリミジン環標識体:23.7 時間(東京春季太陽						
	光換算 6.5 日)						
	(滅菌自然水、pH8.5、25±2 、50.65 W/m²、300 - 400 nm)						

. 安全性評価

一日摂取許容量(ADI) 0.073 mg/kg 体重/日

食品安全委員会は、平成 27 年 10 月 20 日付けで、メパニピリムの ADI を 0.073 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。

なお、この値はラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量7.34 mg/kg体重/日を安全係数100で除して設定された。

. 水質汚濁予測濃度(水濁 PEC)

1.製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム((独)農林水産消費安全技術センター)によれば、本農薬は製剤として水和剤、エアゾル剤、くん煙剤があり、適用農作物等は果樹、野菜、豆、花き、樹木がある。

2 . 水濁 PEC の算出

(1) 非水田使用時の水濁 PEC (第1段階)

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法(下表左欄)について、第1段階のPECを算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出にB	関する使用方法	各パラメーターの値			
適用農作物等	果樹	I: 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分g/ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度 を乗じた上で、単位を調整した値	1,400		
剤 型	40%水和剤	(製剤の密度は1g/mLとして算出))			
当該剤の単回・単位	350 mL/10a	N _{app} :総使用回数(回)	5		
面積当たり最大使 用量	(2,000 倍希釈した 薬液を 10a 当たり	D _{river} :河川ドリフト率(%)	5.8		
算出値	200 - 700 L 使用)	Z _{river} :河川ドリフト面積(ha)	0.11		
地上防除/航空防除 の別	地上防除	Ru:畑地からの農薬流出率(%)	0.02		
使用方法	散布	A_p :農薬使用面積(ha)	37.5		
総使用回数	5 回	Fu:施用方法による農薬流出補正係数	1		

(2)水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)			
水田使用時	適用なし			
非水田使用時(第1段階)	0.0001097			
うち地表流出寄与分	0.0000978			
うち河川ドリフト寄与分	0.0000118			
合 計1)	0.0001097 ÷ <u>0.00011 (mg/L)</u>			

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

. 総 合 評 価

1.水質汚濁に係る登録保留基準値

登録保留基準値							0.1	l9 m	ng/L
以	以下の算出式により登録保留基準値を算出した。1)								
0.0	073 (mg/kg 体重/日)	×	53.3 (kg)	×	0.1	/	2 (L/人/日)	=	0.1945(mg/L)
	ADI		体重	10) %配	分	飲料水摂取量		

¹⁾ 登録保留基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1日 2L、有効数字は 2 桁(ADIの有効数字桁数)とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 1)	なし
水質要監視項目 2)	なし
水質管理目標設定項目 3)	なし
ゴルフ場暫定指導指針 4)	なし
WHO飲料水水質ガイドライン 5)	なし

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」(昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号)第 4 号に基づき設定された基準値。

2. リスク評価

水濁 PEC は 0.00011 mg/L であり、登録保留基準値 0.19 mg/L を超えないことを確認した。

(参考)食品経由の農薬理論最大一日摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大一日摂取量(mg/人/日)	対 ADI 比 (%)
0.7188	17.9

出典: 平成 28 年 7 月 22 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料

<検討経緯>

平成 28 年 9 月 9 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会(第 53 回)

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

^{4)「}ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」(平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知)において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking - water quality, fourth edition